定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年一月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年一月七日

長崎県大村市幸町二五番地一九

トラベルコンビナート株式会社

代表取締役　笹山　明

限定承認公告

本籍東京都中野区中野四丁目二番地、最後の住所埼玉県さいたま市岩槻区大字上野九一四番地四　被相続人　亡　根上　隆

右被相続人は平成二十六年十月十二日死亡し、その相続人は平成二十六年十二月二十四日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月七日

東京都渋谷区西原三丁目七―三―三D

相続財産管理人　鈴木朋子

代理人弁護士　矢吹　佳子

限定承認公告

本籍新潟県南魚沼市寺尾四五〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　駒形　敏明

右被相続人は平成二十六年十月十七日死亡し、その相続人は平成二十六年十二月十九日新潟家庭裁判所長岡支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月七日

新潟市中央区西堀前通一番町七〇三番地西堀一番町ビル四〇一号

相続財産管理人山田澄恵

右代理人弁護士　山田　寿

限定承認公告

本籍三重県津市一身田中野八三二番地一、最後の住所岐阜県岐阜市琴塚四丁目五番一六―一八〇号ハイツヤマト　被相続人　亡　片岡　真史

右被相続人は平成二十六年十月六日頃死亡し、その相続人は平成二十六年十二月十七日岐阜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月七日

三重県津市一身田中野八三二番地一

限定承認者　片岡　俊彦

限定承認公告

本籍大阪府大阪市住之江区粉浜三丁目四二番地、最後の住所大阪市住之江区粉浜三丁目一一―一二　被相続人　亡　金井　弘

右被相続人は平成二十六年八月九日死亡し、その相続人は平成二十六年十一月十一日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月七日

大阪市住之江区粉浜三丁目一一―一二

相続財産管理人　金井　久江

限定承認公告

本籍大阪府泉南市信達牧野三九六番地、最後の住所大阪府泉南市信達牧野一一二番地の一　被相続人　亡　辻野　常彦

右被相続人は平成二十六年三月二日死亡し、その相続人は平成二十六年十二月十九日大阪家庭裁判所岸和田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月七日

大阪府泉南市信達牧野一一二番地の一

相続財産管理人　辻野三千子

限定承認公告

本籍佐賀県三養基郡上峰町大字坊所二五七七番地四四、最後の住所北海道函館市中島町七番二一号　被相続人　亡　栗原　侑

右被相続人は平成二十六年九月二十九日死亡し、その相続人は平成二十六年十二月十九日函館家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月七日

佐賀県佐賀市金立町薬師丸九六七―一

相続財産管理人　栗山　聡子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十一億六千四百二十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、平成二十六年四月十日付官報の号外第八十一号四十九頁に掲載されています。

平成二十七年一月七日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

ブルーオーシャン特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四千万円減少し、また優先出資四千万口を一口につき金一円をもって消却することに致しました。消却に要する金額は金四千万円とし、効力発生日は平成二十七年二月十日を予定しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年四月十五日

掲載頁　六十二頁（号外第八十五号）

平成二十七年一月七日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社ＫＩＷＩツー

取締役　野坂　照光

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先出資二十一億千五百万口を二十億七千五百万口に消却することに致しましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年二月十日までに当社にご提出ください。

平成二十七年一月七日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社ＫＩＷＩツー

取締役　野坂　照光

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五千万円減少し、また優先出資五千万口を一口につき金一円をもって消却することに致しました。消却に要する金額は金五千万円とし、効力発生日は平成二十七年二月十日を予定しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年四月十五日

掲載頁　六十三頁（号外第八十五号）

平成二十七年一月七日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社ＫＩＷＩフォー

取締役　野坂　照光

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先出資四十一億二千五百万口を四十億七千五百万口に消却することに致しましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年二月十日までに当社にご提出ください。

平成二十七年一月七日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社ＫＩＷＩフォー

取締役　野坂　照光

正誤

（原稿誤り）

平成二十六年十二月四日（号外第二百七十号）国土交通省告示第千百二十五号（液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の方法を定める告示等の一部を改正する告示）

ページ	段	行	誤	正	
二一	上	積載の方法の項中 一一	乾燥	乾燥	
四三	〃	八	固定化	固形化	
二一	下	日本語名の項中 三～四	加える	加える。	
二三	上	終りから 一六	積載の方法の項中 四	におけ	における
二四	下	英語名の項中 一～二	AMMONIUM NITRARE	AMMONIUM NITRATE	
四三	〃	〃	〃	〃	
四四	上	〃	〃	〃	
四五	下	終りから 三	NITRARE	NITRATE	
四六	上	積載の方法の項中 一一三	甲板	当該場所に近接	

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　一月七日付第三号三二ページ　ジ●同日付政府調達第三号四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）